

# 「知事と語ろう市町村ミーティング in しらたか」



## 吉村知事と語ろう まちづくりを！

吉村山形県知事が白鷹町を訪れ、町づくりの課題や県政全般について県民の意見の交換をおこなう「知事と語ろう市町村ミーティング in しらたか」が開催されます。この機会に知事と地域や生活の課題について意見交換をしてみませんか。多くのかたの参加をお待ちしています。

入場は自由ですが、会場の都合もありますので、事前にお申し込みください。

- ▼いつ 7月27日(火) 午後6時30分～午後8時30分
- ▼どこで 文化交流センター「あゆむ」
- ▼申込方法 6月30日(水)まで氏名、町内名、電話番号(質問やご意見など発言を予定されるかたは、その内容を添えて)を総務課情報係にお知らせください。
- ▼定員 180人
- ▼その他 託児サービス(無料)を実施します。希望するかたは事前にお申し込みください。
- 申込・問い合わせ 総務課情報係 ☎85-6121

vol.1

# くらしの 知 識

今月より、町民皆さんの生活を守るため、「くらしの豆知識コーナー」を連載します。このコーナーでは、安心して暮らすための情報をご紹介します。

今回は悪徳商法の中から「点検商法」について紹介します。

### 【点検商法】とは？

◎点検するといって家に入り込み、「布団にダニがいる」「シロアリの被害がある」などと不安をあおって、商品やサービスを契約させることです。

#### 事例①：

「布団を無料点検する」と業者が来訪したので見てもらったところ、「ダニがたくさんいるので買い替えたほうがいい」と言われ、高額な布団を買い契約をしてしまった。

#### 事例②：

「水道局から来ました。水道水の点検をさせていただきます。」

と家に入り込み、水道水に薬品のようなものを入れ、「水が汚染されている。こんな水を飲んだら体に悪い」などと言われ、不安になり、勧められるがままに浄水器を購入してしまった。

※他にも、「床下」「住宅」「電話」「地デジ」「換気扇」などの点検を装う場合があるので注意しましょう。

業者が、①「無料点検に来た」と言って家に入り込み、商品の購入を勧誘する。②訪問販売で、消費者が1回断つたにも関わらず、再び訪問して勧誘する。という行為は法律で禁止されています。



【点検商法の被害にあわないために】

●はつきり断る 必要なければ、早い段階で

■問い合わせ  
町民課くらし環境係  
☎85-6131

●よく考えてから契約する

セールの話と、契約書や請求額が違うこともあるので、その場では契約はしないで、本当に必要かどうか時間を置いて考え、1人ではなく家族などと相談しましょう。

【もし契約してしまったら…】

クーリング・オフ制度などで、契約してからも解約できる可能性があります。まずは、町民消費生活センター(町民課くらし環境係/☎85-6131)までお電話ください。

